

令和6年度

# 物流生産性向上伴走支援事業 事業概要

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構  
(食料システム機構)

# 1. 事業内容等について

## (1) 本事業の趣旨

我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対処しつつ、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するため、産地、卸売市場、食品流通業者等による物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、物流の効率化やコールドチェーンの確保等に必要な設備・機器等の導入等、物流改善に取り組む事業者に  
対し、現状抱えている課題の解決支援を行うことを目的としています。

## (2) 事業内容

食料品等の物流改善に取り組む又は検討等をする者を対象に、  
産地や業界等の課題の状況に応じた物流等の専門家等を派遣して支援します。

なお、専門家については、食料システム機構が指定する  
学識経験者、物流・経営コンサルタント等の他、  
専門家の公募も行う予定です。



# 2. 申請方法等について

## (1) 申請者

本事業は、食料品等の物流改善に取り組む又は検討等をする者であれば、どなたでも申請可能です。

## (2) 申請方法

食料システム機構のホームページから誓約書（様式2）及び専門家派遣事業利用申込書（様式4）をダウンロードして、必要事項をご記入いただいた申請書をe-mail (logi-banso@ofsi.or.jp) でご提出ください。

## (3) 専門家の派遣

専門家の派遣は以下の手順で行います。

- ① 食料システム機構は申請書を受理後、速やかに申請者に連絡のうえ申請内容を確認します。
- ② 申請内容に問題がなければ、食料システム機構が相談内容に応じた専門家を派遣します。原則、専門家は食料システム機構が指定しますが、場合により申請者にお選びいただくことも可能とします。その場合は、臨時の専門家等登録推薦書（様式3）の提出を併せてお願ひします。
- ③ 派遣された専門家は、担当者へのヒアリングや現場状況の視察等を通して、現状課題について確認したうえ、具体的な改善策を取りまとめます。
- ④ 申請者には一定期間、改善策を実践していただきます。改善策の検討の間、複数回専門家を派遣することは可能です。最終訪問時には、専門家が効果検証を行います。
- ⑤ 改善策・改善結果等を取りまとめた報告書を、派遣された専門家が作成します。その際、相談者の方に簡単なアンケートにご協力いただきます。

### 3. 問い合わせ先

ご不明な点は、**食料システム機構** まで  
お気軽にお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

**(公財) 食品等持続的供給推進機構 業務部**

TEL : 03-5809-2176

HP : <https://www.ofsi.or.jp/logi-banso/>

E-mail : [logi-banso@ofsi.or.jp](mailto:logi-banso@ofsi.or.jp)